

大阪広域環境施設組合規則第7号

職員の旅費に関する条例施行規則

職員の旅費に関する条例施行規則（平成27年規則第57号）の全部を改正する。

職員の旅費に関する条例施行規則

第1条 職員の旅費に関する条例（令和7年条例第4号）の施行に関しては別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（外国旅行の旅費に関する規則の廃止）

2 外国旅行の旅費に関する規則（平成27年規則第58号）は、廃止する。